

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

新たな雇用創出と農林観光一体型の地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

天川村

3. 地域再生計画の区域

天川村の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域の概要

天川村は奈良県の南部、吉野郡の中央部に位置し、東西20km、南北は東部11.5km、西部で4km、総面積は17,570ha、人口1,920人（平成19年8月31日現在）の山村である。

北部は黒滝村および五條市西吉野町、東部は川上村および上北山村、南部は五條市大塔町とそれぞれ接している。

村の中央部を東西に天の川（熊野川の最源流部）が貫流しており、それに沿って主要地方道高野天川線、県道洞川下市線、大峰山公園線が東西に伸びている。

村の中央部より最寄りの駅である近鉄下市口駅までは国道309号を通過して32km、五條市までは国道168号を通過して28km、県庁所在地の奈良市までは75kmとなっており、生活経済圏はそれぞれ、五條市、大淀町となっている。

本村の土地利用については、耕地面積47ha、森林面積は17,146haで林野率は98%を占めている。民有林は森林面積の88%であり、そのほとんどが私有林である。人工林面積は10,601haで人工林率62%に達し、県下でも有数の人工林帯が形成されている。

地形は急峻で山岳地の様相を呈し、標高1,000mを越す峰々で四囲され、東部を南北に走る大峯山脈は1,500mから1,900mの峻峰が連なり、「近畿の屋根」といわれ、その美しい山岳美・渓谷美から吉野熊野国立公園に指定されている。

これらの山系より流れ出る谷々が集まって熊野川の最源流部の「天の川」となり、西進して五條市大塔町に流れている。

集落は、山地と河川の間点に点在し、標高は東部の洞川の820mから西端である塩谷が441mという高度にあり、平地は極めて少なく、川の両岸のわずかな平地に農耕地と集落が点在する峡谷型である。

気候は、年平均気温11.4℃で降雨量は1,900mmをこえ、高い山地に囲まれて日照時間は少なく、夏季は冷涼である。

天川村は紀伊半島の脊梁部をなす山岳地帯であり、近畿最高峰である八経ヶ岳をはじめとして2000mに近い峰々が連なる大峯山脈では、豊かな原生の森林に発し、深く、そして清らかな流れの数々の滝や渓谷により、神秘性を秘めた自然環境を呈している。

そういう環境の中で天川村を中心とした大峯の地は修験道の根本道場として1300年の歴史を今に伝えており、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された。

天川村の卓越した自然・歴史・文化環境を求めて年間約70万人の観光客が訪れており、温泉をはじめとして癒しのスポットとし益々人気が高まっている。

(2) 計画の目標

本村の基幹産業である林業は、社会構造の変化や輸入木材の増大、需要の激減による価格の低迷により経済的な価値を急速に失い、施業の減少による就労の衰退はもとより放置森林が増加して森林の公益的機能の減退等地域に夥しい悪影響を与えている。

基幹産業の林業が低迷する中で村内の雇用の場合は暫時減衰の傾向を示し、過疎・高齢化、少子化等の様々な要因を招いている。今後においても林業の需要拡大等の予測は立てられず閉塞感が重く押し掛かっている状況といえる。

そんな中、本村では地域の資源である歴史・文化・環境等を求めて年間約70万人を越える多くの来訪者が訪れており、「紀伊半島のてっぺん」にある、日本文化の根底を支える山岳宗教の発祥の地となった大峯の山々や、その山岳から流れ出て、みたらい溪谷や双門峡を代表とする素晴らしい滝や溪谷美にあふれ、そこには名水と呼ぶに相応しい清冽な「水」が絶えることなく清らかな流れを湛え、地域のイメージとして確立している。

そういった清浄な環境にあるイメージを戦略的に活用し地域のブランドとして産業ベースにつなげていく事こそ、山間僻地で交通事情の立ち遅れが目立つ阻害要因ばかりの地域においての企業誘致のための唯一の戦力といえる。

本計画では、過疎・高齢化に対抗すべく村内における就労の確保を念頭において、遊休施設となっている旧学校施設（旧天川小学校・旧天川西小学校の2施設）を対象とした企業誘致を実施し、新規事業所の登録と雇用の創出を確保する。具体的な目標は以下のとおり。

- | | |
|-------------------|------|
| 1 新規事業所の登録による雇用創出 | 10人 |
| 2 I・J・U ターンの促進 | 2世帯増 |

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体概要

旧天川西小学校及び旧天川小学校の廃校舎を利用し、天川村の歴史・文化・環境等の地域力を活用する業種の企業誘致を行う。

旧天川西小学校施設については、地元産品を活用した食品の製造を行い近畿圏の既存販売ルートに乗せ、天川村発の付加価値をもたせようとしている。一方、昭和初期に建築されたノスタルジーに富んだ懐かしい木造校舎においてでは、当時の雰囲気を残したままの状況を保ち、製造品の提供及び販売施設等も併設させ、立地地域への集客力のアップ等拠点的な整備も併せて考えている。

旧天川小学校については天川村の特性と地域ブランド力を活用した水に関する商品の製造拠点として工場整備を行い、天川村発の全国展開を目論んでいる。旧天川小学校については校舎を製造工場及び製造品のストックヤードに改装して、その機能を強化する。

2施設の企業誘致ともに天川村の持つ地域イメージに着目して事業展開が図られるもので、事業の成功が地域の知名度を高める相乗効果も見込める。また、企業と地域の関わりが促進される事で住民の刺激に繋がり活性化していくものと考えられる。

5-2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

[番号] A0801

[名称] 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

旧天川西小学校及び旧天川小学校の廃校舎を有効活用するため、校舎及び体育館、運動場をそれぞれ企業に貸与し各製造事業所として整備活用させる。天川村産品の利用を促進させ地域イメージを有効に活用した製品の製造を行い、地域の特産品としてはもとより、広範囲に流通させる事で天川ブランドの定着と知名度のアップを図る。また、事業の展開による就業機会の確保により、村内に定住する事を視野に入れた若年者の雇用促進を図る。民間事業者と地域及び行政の協働により地域の活性化のための取り組みを積極的に行う。

旧天川西小学校活用概要

旧天川西小学校の廃校を利用し、この学校の趣きを壊さないように必要最小限で、老朽箇所の修繕、トイレの水洗化や排水施設の整備を行う。そして、学校に寄せる地域の思いや天川村のバリューを十分理解した民間事業者の募集を行い、村内における就労の拡大、若年者の雇用促進、定住を十分考慮した天川村西部地区の中核となる食品加工施設と産地販売の事業所を設置する。

産地販売所に関しては、村が遊休農地を活用した農作物の栽培を奨励し、村民と計画的な生産を行いながら素材の提供を行うなど、元気な地域づくりのため地域と民間事業者が連携協力し地域の活性化を目指すものである。

- 校舎教室

季節の食材をいかした食堂施設、地元の野菜と漬物等の物産販売所、木工教室を利用した木工体験教室、理科室をそのまま整理した懐かしい理科室展示館等に利用する。

- 体育館

当施設を運用する事業所の事務室、地元の食材等を利用した食品加工施設場として利用する。

- 給食室

給食室を利用した地元野菜のつけもの生産施設として利用する。

- 運動場

地域との交流広場としてグランドゴルフ場として利用しながら、一部来訪する車の駐車場として利用する。

- プール

撤去することにより、従業員の駐車場として利用する。

旧天川小学校活用概要

校舎、体育館を活用して水のボトリング製品製造ラインを設置する。

名水の郷として指定された天川村の特色を活かした製品を製造し、商品等に天川等の名称を利用することで地域ブランドとして確立化させる。販売が拡大していくことにより地域の知名度が向上する。行政と民間が協力して地域の活性化を目論む。また安定的な製品の製造により、雇用を定着化させその拡大する。

そして、企業が地域と連携し貢献するために、社会教育の一環として小中学校などの教育機関が実施する社会見学などへの開放を実施し、体験コーナーを設けるなどして天川村で飲まれている水（一般家庭で飲まれている水・ボトリング工場の水・ごろごろ水〈名水百選の水〉など）を試飲出来るコーナーを設置し天川村の地域特性をPRできる活動も実施する。

- 校舎教室

一階部分の教室については若干の改修を行って製造ラインを設置する。

プレハブ校舎教室についても、床等の改修を行った上で製造ラインを設置する。

- 体育館

製品及び梱包材料のストックヤードとして利用する

● 運動場

従業員の駐車スペース、製品発送のヤードとして利用

なお、未使用時には地域住民の交流の場として開放。（グラウンドゴルフ場として）

(3) 支援措置の適用要件

① 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請すること

補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

② 校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。

廃校校舎の有効活用については、若年労働者層の村外流出等に起因する少子高齢化などで地域の活力が低下し、ますます過疎の一途を辿っている現状を打開し地域の活性化を図るうえでの重要な手段である。

事業募集はホームページ上で広く一般に求める形で行い、天川村のイメージアップを基調とした地域活性化・雇用の促進・定住に繋がる提案を精査した。応募事業者との調整を図りつつ地域住民の意見も交えながら選定に至った。事業の展開については、地域産品を活用した新製品の開発を促進させるために農林部局・商工部局が協力して素材提供のための組織作りや斡旋を行う。また、開発された新製品の周知、販売促進のため、村内で行われる各種の交流イベントへなど様々な機会を通じて、知名度の向上に寄与していく。

新製品は地域で消費するだけでなく、地域外での販売の機会を模索していく。

民間事業者のノウハウと行政関係機関を連携させた官民一体の協働により、施設の有効な活用による就労環境の創出等の実現が地域再生の意義及び目標に合致している。

③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

旧天川西小学校について、天川村の西部に位置する和田地区にあり、校舎の大部分は昭和18年に地域住民の土地、資金及び資材の提供と労力の奉仕が行われて建築され、地域住民の愛着も一方ならぬものがあり、木造校舎としても大変価値の高い建造物として地域からも有効的な再利用が望まれていた。

旧天川小学校については村の中央部の中谷地区に位置し、大部分は昭和43年に竣工した築後39年を経過した鉄筋コンクリート造の施設ではあるが、まだまだ利活用が可能な施設であり、旧天川西小学校同様にその有効的な活用が望まれていた。

財政の非常に厳しい中、村事業としての施設の有効な活用の目処が立たない状況であり、今回の企業誘致による施設の有効利用には地域や村の思いが込められている。

食品加工工場や水のボトリング工場といった業種は、本村の持つ自然環境に優れたイメージを有意義に活用できるものであり、今後の本地域の再生に適する事業の進め方だと考えられる。

また、平坦で且つ集約的な用地を持ち得ない本村が企業誘致を画策するにあたっては、用地造成等も相当の費用を要するため現実性に乏しく、今まで成し得なかった事業だと言える。廃校校舎のように公有地で一定的な建物及び敷地面積を擁する施設がもっとも企業誘致に適する場所である。工場への用途変更には改修工事が必要となるが、用地を購入して敷地の造成を行いそして建物を新設することに比べ非常に安価に整備を行うことができる。

また、水のボトリング工場については、施設の付近で原水の確保できることと、食品加工施設については、鉄筋コンクリート造の体育館の倉庫部分が加工施設への転用が容易であり、ノスタルジーを呼び起こすような木造部分については校舎の雰囲気そのまま活用した交流販売施設として利用をしていきたい。様々な観点からも廃校校舎の利用については妥当性の高いものと考えられる。

④同一地方公共団体における無償における転用であること又は地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

天川村は、株式会社あじみ屋及び株式会社ユニテックメディカル株式会社に対して廃校となった校舎を無償で貸与する。

また、その際に、関係法令の規定に反しないように実施する。

5-3 その他事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 支援措置の番号及び名称

[番号] C0401

[名称] 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

1 繰上償還免除の支援措置を受けようとする地方債の内容

① 旧天之川小学校校舎増改築事業

事業名 : 義務教育事業債

借入年度及び借入額 : 平成5年度 19,600,000円

借入先 : 政府資金(資金運用部資金(財政融資資金))

償還期間 : 15年(うち措置期間3年)

平成19年度末残高 : 11,225,380円

2 施設の現況

① 増築棟(鉄骨1階建)

延床面積278㎡

3 施設建設事業費

① 増築棟

総事業費

(財源内訳)

国庫補助金(公立学校施設整備費補助金)

地方債(義務教育事業債)

一般財源

(2) 当該支援措置を受けて実施しようとする取組の内容

過疎化及び少子高齢化の影響により、年々小中学校及び幼稚園の児童生徒・園児の数が減少しており、複式学級にならざるを得ない状況の中、村費講師を配置するなど子供たちの教育環境を守ってきた。しかし、根本的な解決には至らず、平成13年度・18年度において小学校の統廃合を行った。2校の学校が廃校となり未使用施設となった。村ではこれら施設の有効利用の検討を重ね、地域再生計画を作成し企業誘致による事業所として再整備することになった。これらの施設については、地方債の残高が約11,000千円あることからC0401の支援措置を活用して、その繰上償還免除を受けようとするものである。

5-3-2 その他事業

- ・ 地域活性化特産品開発事業(平成19年度~)

本村の主産業である林業の杉や檜や天川で生産される色々な材料を利用した民芸品の開発、また、本村の機構に適している穀物や野菜を選定し、遊休農地を活用した栽培の促進、そして本村に生息し生産性を見込める魚類等の調査研究、この3点を中心に天川らしい特産品を開発し、かつ今後生産性と需要の見込める特産品を選定し、天川村の地域活性化と明るい元気な地域づくりを目指すことを目的とする。

6. 計画期間

平成20年度～平成22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4及び5に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本計画の策定主体である当該地方公共団体が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに達成状況に応じて評価・改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし